

自転車賑わい拠点事業 募集要項に関する対面式質疑応答

| No | 質問タイトル | 資料名 | ページ数 | 行数 | 項目 | 質問 | 回答 |
|----|----------------------|---------------|------|----|------------|---|--|
| 1 | 利用者ターゲットに関して | 募集要項 | 6 | 1 | 利用者ターゲット | 利用者ターゲットが示されていますが、観光振興の観点でインバウンド観光客をターゲットに考えても宜しいでしょうか？ | 問題ありません。 インバウンドについては、本市が想定しているメインターゲットではないので、インバウンドを対象とする効果について提案書に示してください。 |
| 2 | 民間活用施設の設備工事について | 募集要項 | 9 | 2 | 4.費用負担及び役割 | 堺市が負担される民間活用施設のスケルトン整備は、設備工事については一次配管までですか。 | その通りです。 |
| 3 | 契約期間について | 募集要項 | 10 | | | 10年の契約とあるが、延長はできるのか。特に自主事業においては設計・建築費用の費用対効果を図るうえで、10年よりは長い方が良いと考えている | 募集要項P9に指定期間を示しているため、延長はできません。 |
| 4 | 資格要件について | 募集要項 | 23 | | 参加資格要件 | 特定調達での資格要件について、3月末までのため、次年度提出時に、資格要件が切れる場合の対応は、どのようにすればよいですか。 | 次年度申請の際に、申請期間中は資格要件が無い状態となりますが、速やかに申請いただけますようお願いいたします。 |
| 5 | 提出書類について | 募集要項 | 29 | | | 事業提案書の正本・副本の範囲は様式集のリストのどの部分にあたるか。 | 様式集P.2の3 第二次審査に関する提出書類（様式14～様式30）が対象となります。（募集要項P.29の提出書類） |
| 6 | 河川使用料について | 募集要項 | | | その他 | 国交省の河川区域にまたぐ、自転車広場、バンプトラックなどは、国交省への占有料が発生しますか？ | 自転車拠点施設（公の施設）については、占有料は発生しません。 |
| 7 | 市の横連携について | 募集要項 | | | その他 | 堺市自転車まちづくり条例がありますが、市の他部局の支援などは、得ることができますか。 | 本市関係部局が「後援」「協力」等となり得る提案内容であれば、関係部局と連携した取組をすることは可能です。 「別冊3 自転車拠点施設管理運営業務（指定管理者実施業務）要求水準書 P.22」 |
| 8 | 非常口建屋の周り | 公共施設整備業務要求水準書 | 2 | 1 | (2)建築物等の制限 | 非常口建屋にどれくらいの距離をとらないといけませんか。 | 非常口からの避難ルートや消防車などの緊急車両の寄付きを確保した施設の配置計画が必要となります。また、阪神高速道路大和川線の本線と非常口の間に地中階段が設置されていますので、構造物に対する影響も考慮する必要があります。詳細については阪神高速道路(株)との協議により決定します。参考に、地中階段図を示します。 |
| 9 | 建築物の制限について | 公共施設整備業務要求水準書 | 2 | | | 建築物の根入れ深さについて制限等はありませんか | 根入れ深さについては、阪神高速道路(株)との協議により決定します。参考に、本市と阪神高速道路との管理区分図を示します。 |
| 10 | サイクルステーションについて | 公共施設整備業務要求水準書 | 4 | | | サイクルステーションの休憩機能30人以上は、レクチャースペースとは別に設ける必要がありますでしょうか | 別冊1 公共施設整備業務要求水準書P4に示すとおり、別に設ける必要があります。 |
| 11 | 自転車拠点施設における機能の追加について | 公共施設整備業務要求水準書 | 7 | 32 | その他 | 自転車拠点施設にシャワールームや更衣室、ロッカーを入れてもいいか | ・「別冊3 自転車拠点施設管理運営業務（指定管理者実施業務）要求水準書 P.7」のその他の機能として、事業効果を高めるために、本来の施設機能に民間事業者のノウハウを活かした独自の機能を付け加え、提案することは可能です。シャワールームや更衣室、ロッカーを付け加える場合はその機能を設置することについての効果を提案書に記載してください。 なお、「同別冊3 P.5」の⑨ロッカー機能におけるロッカーは無償と考えています。 (指定管理業務として実施する場合) ・シャワールーム、更衣室、ロッカーを本市が負担する費用の上限額で設置する場合は、利用料について本市の条例の範囲内で定める必要があり、これらの維持費等について、利用料で賄っていただくことになります。有償とする場合は、想定する金額を提案書に記載してください。 (自主事業として実施する場合) ・事業者の費用負担において設置する場合は、自主事業となり、実施するスペースについて施設の使用料が必要となります。利用料は指定管理者独自に定めることができ、これらの維持管理費等は利用料で賄っていただくことになります。また、指定期間終了後は原状回復義務があります。 「別冊1 自転車賑わい拠点事業 公共施設整備業務 要求水準書 P.7 その他」を参照 「別冊2 自転車拠点施設管理運営業務（指定管理者実施業務）要求水準書P.28 5-7 施設の使用料」を参照 |

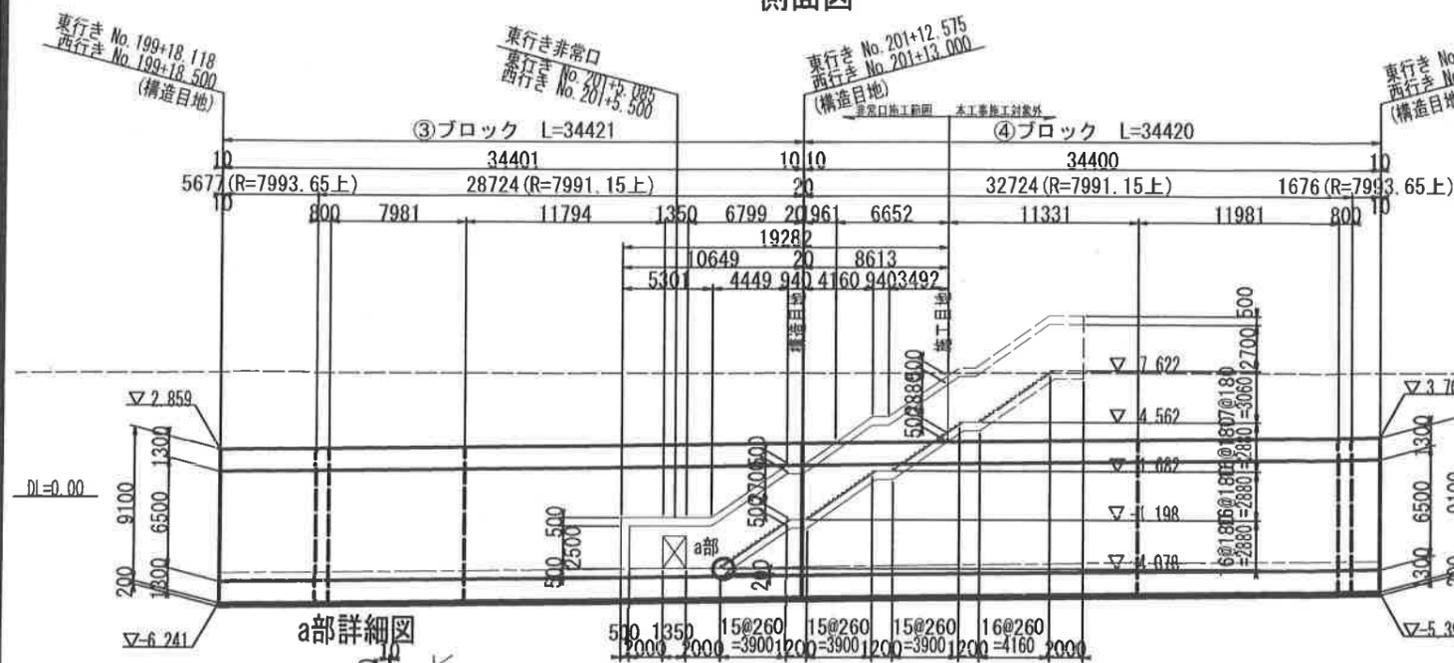
自転車賑わい拠点事業 募集要項に関する対面式質疑応答

| No | 質問タイトル | 資料名 | ページ数 | 行数 | 項目 | 質問 | 回答 |
|----|--------------------|--------------------------------|------|----|--------------|---|--|
| 12 | 民間活用施設における飲食機能について | 公共施設整備業務要求水準書 | 8 | 9 | 民間活用施設の要求水準 | ①自主提案施設に飲食機能を有する場合は、民間活用施設での飲食機能の設置は免除されるのでしょうか。 | ①免除はできません。 |
| 13 | 民間活用施設における飲食機能について | 公共施設整備業務要求水準書 | 8 | 9 | 民間活用施設の要求水準 | ②自主提案施設で飲食機能を有し、民間活用施設での飲食機能の設置を免除できない場合、無人の自動販売機又は、飲食できるスペースを設けるだけでもよいのでしょうか。 ③従業員について飲食機能と自転車メンテナンス機能を兼務することは可能でしょうか。 | ②民間活用施設において有人によるサービスを提供してください。テイクアウトサービスや調理済み食品の提供を行うことは可能です。 ③従業員の兼務は可能です。 「別冊1 自転車賑わい拠点事業 公共施設整備業務 要求水準書 P.8図表5 民間活用施設の要求水準」を参照 |
| 14 | 非常用車両について | 公共施設整備業務要求水準書 | 9 | | | 非常用車両侵入口を南側通路と想定し、事業用地①東側のスロープを撤去することは可能でしょうか。 | 事業用地①東側のスロープを撤去するのは可能です。ただし、阪神高速道路の非常口の機能を確保する必要がありますので、阪神高速道路(株)と協議が必要です。 |
| 15 | サイクルイベントの目標人数 | 自転車拠点施設管理運営業務(指定管理者実施業務) 要求水準書 | 23 | 31 | サイクルイベント実施事業 | 1,000人規模以上が目標と記載がございます。これは1回あたりでしょうか？それとも2回の合計でしょうか？また、年2回のサイクルイベントですが、1日のイベントではなく、期間を定めたスタンプラリーのようなイベントで、期間の累計参加者でカウントしても宜しいでしょうか？ | 1回あたりの集客数の規模は1000人以上を目標としてください。10年間の中で将来的に1000人以上の規模になるようなイベントとして提案してください。 例えば、自転車月間のイベントの中の一つとしてスタンプラリーを実施する場合は累計参加者をカウントすることは可能です。 |
| 16 | 備品について | 自転車拠点施設管理運営業務(指定管理者実施業務) 要求水準書 | | | 別紙4 | 堺市備品のキックバイクについてサイズや仕様を教えてください。 | 事業者からの提案を受け、本市と協議した上で決定します。 |
| 17 | 提案書について | 様式集 | | | 様式18-1他 | 書式内の枠や受付番号枠について余白や位置の調整は可能でしょうか。 | 微調整は可能です。 |
| 18 | 営業時間について | 様式集 | | | 様式26-2 | 自転車関連施設の開場時間は9:00-17:00(コアタイム10:00-16:00)を市の想定とされているが、民間活用施設の営業時間は、自転車関連施設と一致していませんか。 | 必須機能としている飲食機能と自転車メンテナンス機能について、自転車拠点施設の開場時間と一致する必要はありませんが、自転車拠点施設の開場時間は含めてください。 飲食機能と自転車メンテナンス機能以外に事業者が独自に実施する機能は、事業者独自に設定することが可能です。 「募集要項 別紙1 2 管理運営に関する事項 Ⅰ」を参照 |
| 19 | ふるさと納税スキームの活用について | | | | その他 | 企業版ふるさと納税制度が、堺市で適用される可能性はありますか？ | 本事業に限定して寄付が納付された場合は、本事業に適用することができますが、公募の提案の中でふるさと納税制度を活用した事業提案することはできません。 適用する時期や充当する内容については、寄付がされた以降に判断することとなります。 |
| 20 | アルコールの提供について | | | | その他 | 飲食として、アルコールの提供は可能と考えてよいか。 | 民間活用施設、自主提案施設におけるアルコールを提供する提案は可能ですが、本事業目的を理解した上で提案してください。 |
| 21 | 建築確認申請について | | | | その他 | 建築確認申請の手続きは民間の指定確認検査機関に申請してもよいですか。 | 民間の指定確認検査機関に申請することも可能です。 |
| 22 | 民間活用施設と自主提案施設について | | | | その他 | 500m2以上の土地を借りることが必須となっていますが、離れた土地で提案することは可能ですか。 | 可能です。 「別冊4 自転車賑わい拠点事業様式集 様式15-6の<提案面積>」を参照 |
| 23 | 建築基準法の床面積について | | | | その他 | 貸付料が発生する床面積の算定方法について教えてください。 | 建築基準法上の床面積の算定方法となります。 |
| 24 | 敷地設定と貸付料について | | | | その他 | 建築基準法上の敷地設定分も有償借地の対象となりますか。 | 対象となりません。事業者が専用使用する土地については借地していただく必要があります。 |

構造一般図 (その8) 縮尺=1/200

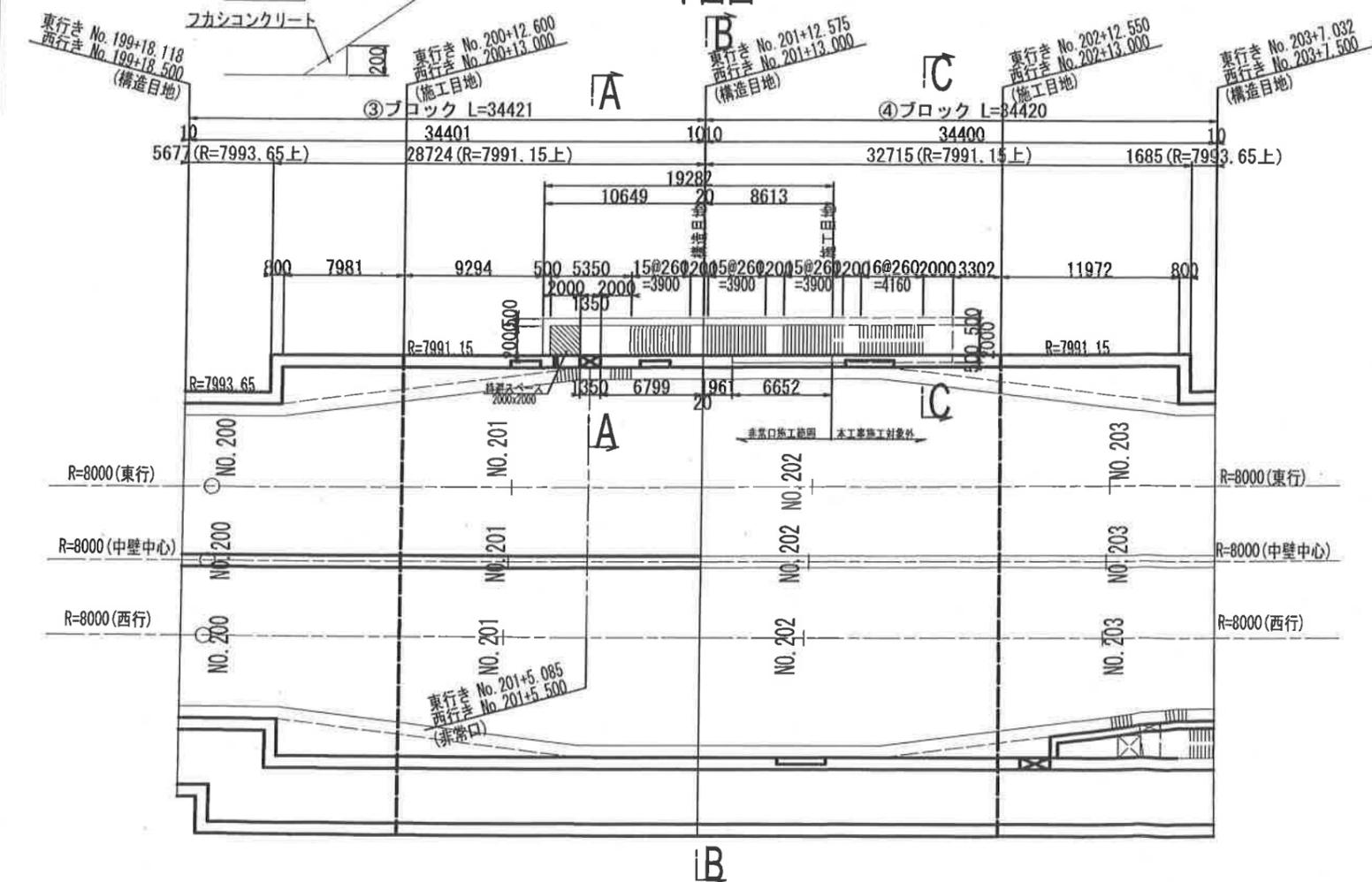
側面図 東行き非常階段

側面図

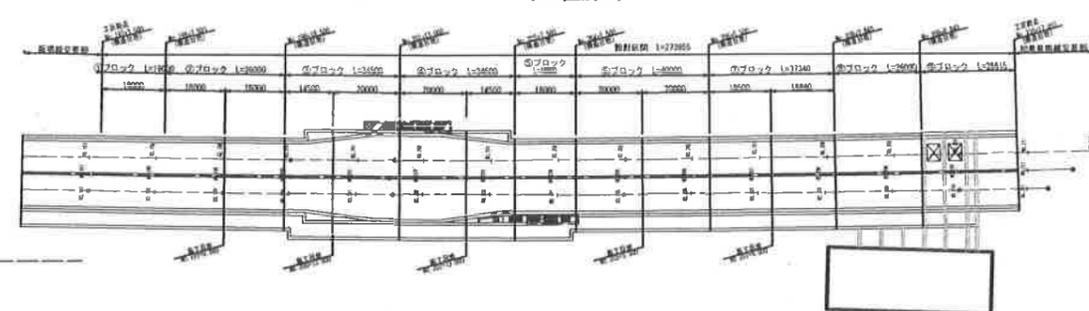


a部詳細図

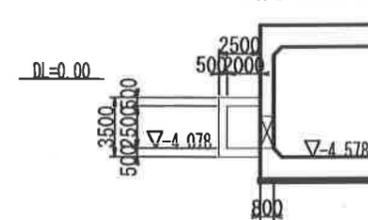
平面図



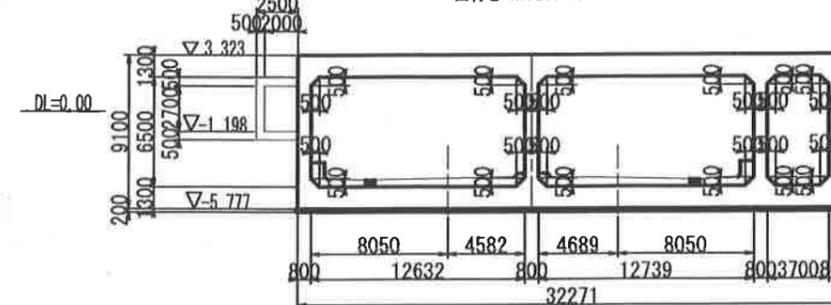
位置図



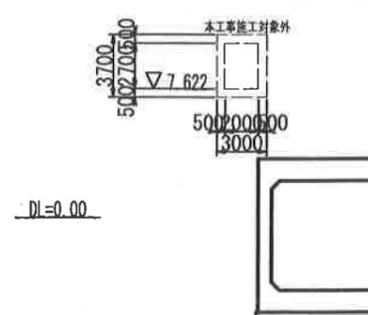
A-A
西行き No. 201+5.500



B-B
西行き No. 201+13.000



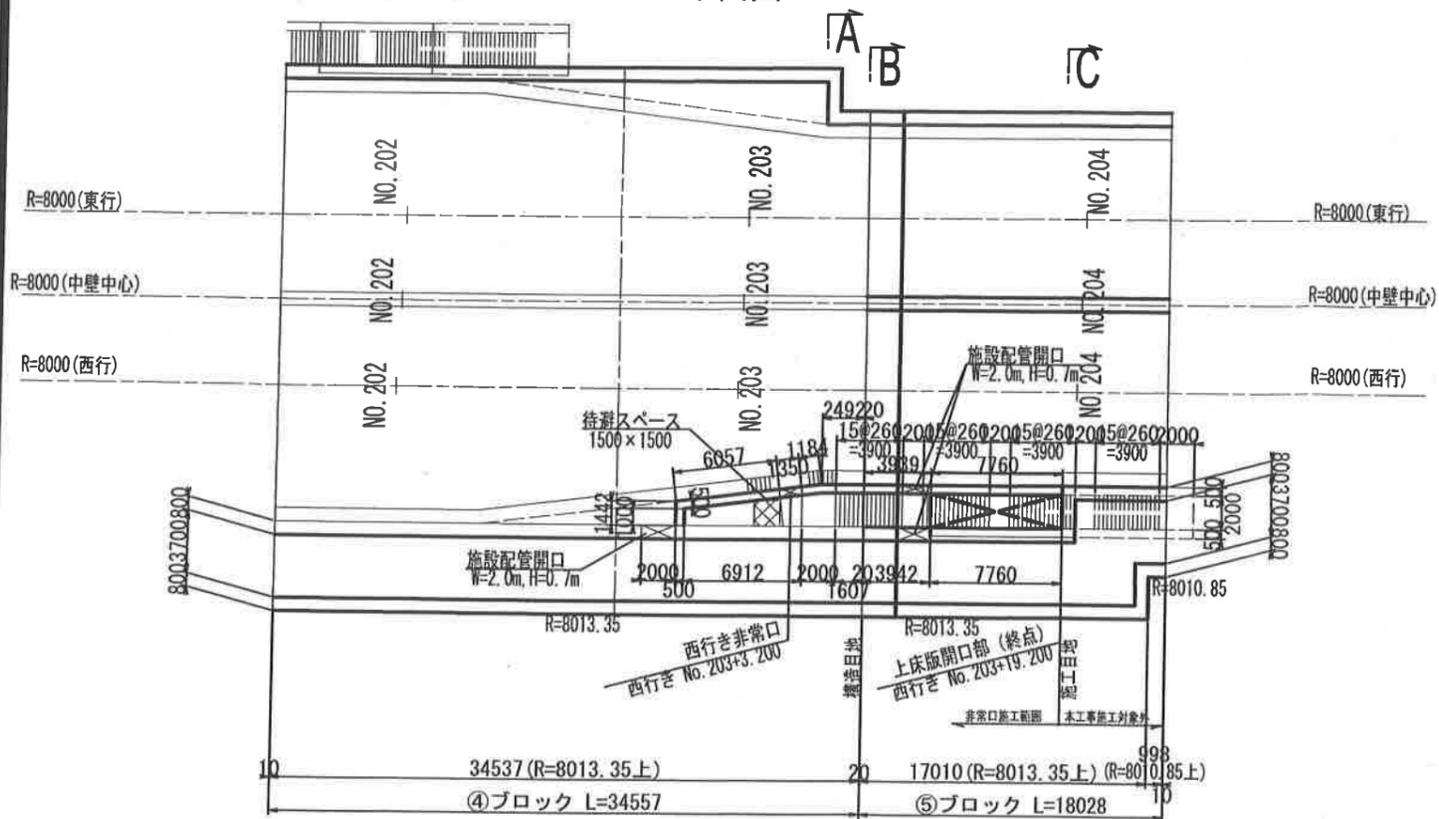
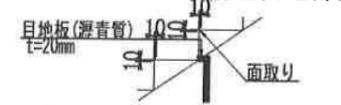
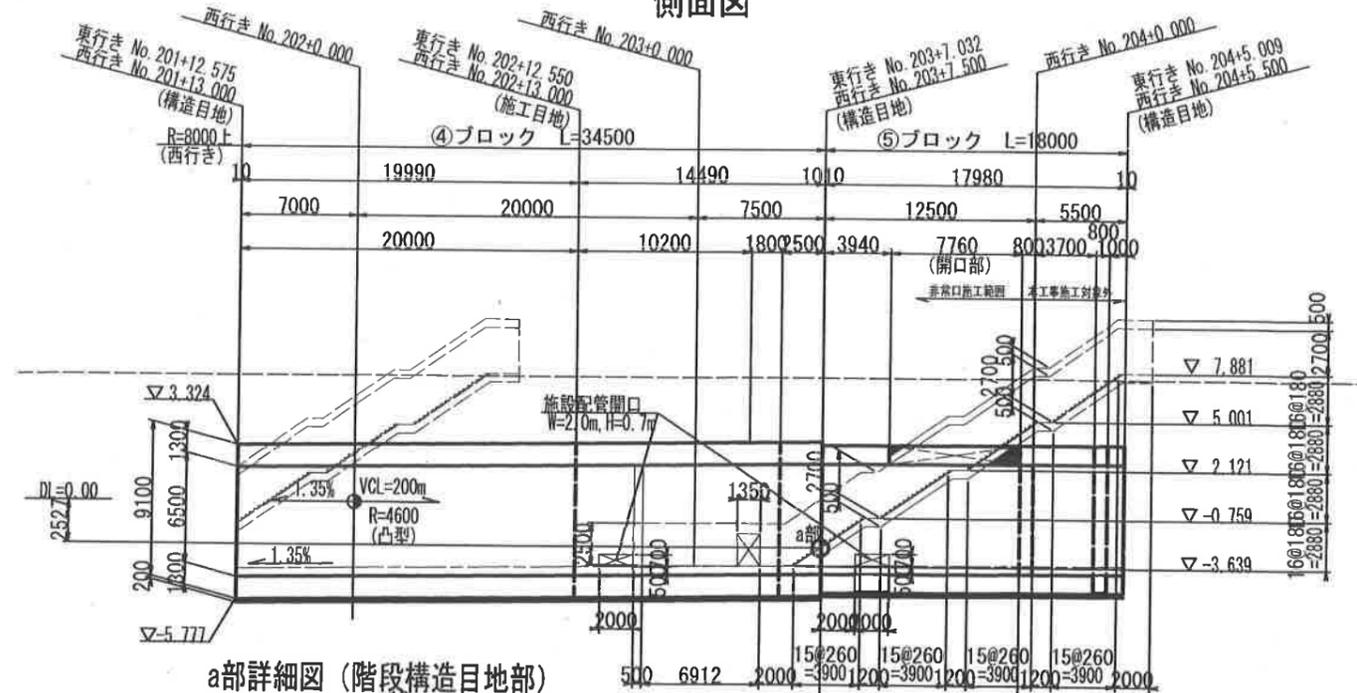
C-C



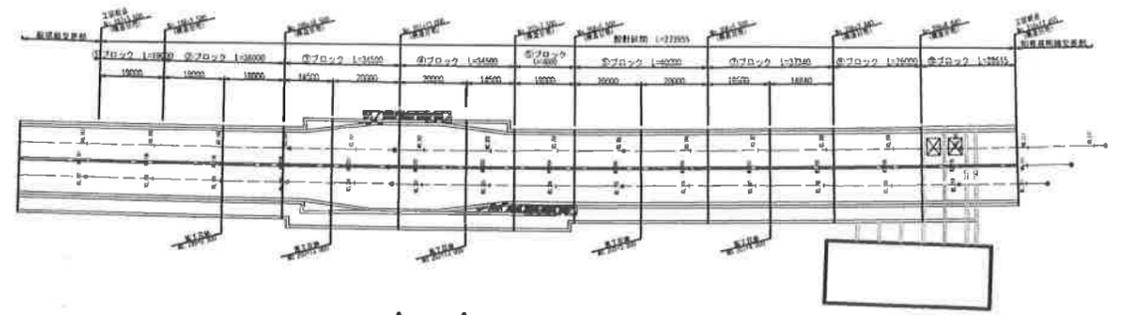
構造一般図 (その9) 縮尺=1/200

西行き非常階段

側面図



位置図



A-A

